（申請書に添付する書類）

第五条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一条第二号、第三号、第五号及び第七号から第十五号までに掲げる者にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（同条第五号及び第十四号に掲げる者にあっては、これらに準ずるもの）

二～十三　（略）

十四　その他国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書類

（変更登録）

第七条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項の規定にかかわらず、同条第一項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　（略）

三　自家用有償観光旅客等運送者（自家用有償観光旅客等運送を行う者をいう。次条において同じ。）が第四条第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあっては、当該増加について、法第九条第一項の変更の認定を受けたことを証する書類

第九条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第五十一条の十第二項	（略）	（略）
	第五号から第十五号まで	第四号から第十四号まで
（略）	（略）	（略）

第十条　法第十六条の二の二第一項の規定により自家用有償観光旅客等運送を道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）第二条の二第一項中「第六号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則別記第二号様式」とする。

（申請書に添付する書類）

第五条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一条第二号から第十二号までに掲げる者にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（同条第四号及び第十二号に掲げる者にあっては、これらに準ずるもの）

二～十三　（略）

（新設）

（変更登録）

第七条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項の規定にかかわらず、同条第一項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　（略）

三　自家用有償観光旅客等運送者が第四条第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあっては、当該増加について、法第九条第一項の変更の認定を受けたことを証する書類

第九条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第五十一条の十第二項	（略）	（略）
	第五号から第十四号まで	第四号から第十三号まで
（略）	（略）	（略）

第十条　法第十六条の二の二第一項の規定により自家用有償観光旅客等運送を道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）第二条の二第一項中「第六号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則別記第二号様式」とする。